

道の駅「ひなの里かつうら」周辺公園整備基本・実施計画業務委託に係る
(実施要領及び仕様書、企画書類) 質疑回答について

実施要領について	
質疑	回答
勝浦町暴力団等排除措置要綱第3条の規定に基づく排除措置提出についての様式はあるのか。	様式が添付されていませんでしたので様式を追加させていただきます。
プロポーザル実施要項の参加要件（エ）（オ）（カ）（キ）の様式はあるのか。	様式はありません。参加表明書を提出の際にご質問の要件はすべて満たしていることを前提として提出をお願いします。
納税証明書は原本での提出か。写しでもよいのか。	原本（発行日から3か月以内）の提出をお願いします。
国税の納税証明書は、「その3の3」でもよいのか。	お見込みのとおりです。
実施要領では、配置予定担当技術者は4名程度との内容です。配置予定担当技術者（建築）の保有資格は一級建築士とありますが、その他3名の配置予定担当技術者に保有資格の指定はありますでしょうか。管理及び担当技術者の要件は定められていますが、照査技術者の要件はないという理解でよいのでしょうか。	保有資格の指定はありません。要件はお見込みのとおりです。
様式4及び5に、実績を確認する書類として①～③が示されていますが、これはテクリス登録等の書類でよろしいでしょうか	契約書が望ましいですか、テクリス登録等の書類で実績が確認がとれれば可能です。
見積内訳書は任意様式という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

実施要領について	
質疑	回答
実施要領では、企画提案書の提出部数は10部との内容です。提案書自体の枚数制限は何枚となりますか（1部ごとの枚数）	表紙及び目次を除き10頁以内とします。用紙の規格はA4判で縦・横どちらでも可能とします。 （文字を補完するための図、イラスト、写真、イメージ図の使用可）
企画提案書（二次審査）の提出や企画提案提出書（様式8）には、文字の大きさに関する記述が見当たらないことから、提案書中の文字の大きさも任意という理解でよいでしょうか	文字の大きさは10ポイント以上とします。
企画提案書（二次審査）の提出に、企業名に関する注意書きが見当たらないことから、提案書中に提案者の企業名を記載することは問題ないという理解でよいでしょうか	二次審査はブラインド方式としますので、企画提案書には提案者名、企業名、ロゴその他提案者を特定し得る表示は記載しないでください。
別表第1 会社及び技術者の評価基準において、1) 資格に関する評点と2) 業務実績に関する評点があります。担当技術者を複数名配置した場合は、最高点の技術者評点が採用されるのか、平均点が採用されるのか、どちらでしょうか。	最高点の技術者評点を採用します。
モニターにはHDMI端子ケーブルが付属しているという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。

仕様書について	
質疑	回答
仕様書に示される事業認定業務について、本業務に含まれる業務範囲をご教示ください。また、対象となる用地の筆数、地権者数及び利害関係人の概数について併せてご教示ください。	現時点では道の駅「ひなの里かつうら」周辺公園基本整備計画2ページに掲載のとおりです。また対象となる用地の筆数20筆、地権者数は13人、利害関係人数は1人を想定しています。
業務内容に「(4) 関係機関協議支援」と記載があります。関係機関は何か所をお考えでしょうか。また、関係機関協議は、全体で何回程度の実施をお考えでしょうか？	関係機関との協議は主に徳島県との協議を想定しています。関係機関との協議は協議内容によりますので現時点では回数は未定です。
提出書類に「(8) 3D完成イメージパース」と「(9) 鳥瞰図又は透視図」と記載があります。それぞれの規格（例：A3横）と必要枚数をお教え願います。	3D完成イメージパースは、A3判横1枚。鳥瞰図はA3判横1枚。透視図は主要空間のA3判横3枚を上限とします。各図には方位、縮尺、主要寸法及び必要な注記の記載をお願いします。
本業務における事業認定は、土地収用法に基づく事業認定申請を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。また、事業認定申請に添付する事業計画図等は、本業務で作成する基本設計成果を用いる想定でしょうか。	お見込みのとおりです。本業務で作成する実施設計成果を想定しています。
基本計画時に公共基準点測量、水準測量等が実施されていない場合、本業務に必要となる補足測量の実施について協議対象となるのでしょうか。	基本設計・実施設計の中で必要となる業務は変更協議の対象となります。
大屋根施設について、本業務には建築設計及び建築確認申請関連業務が含まれるのでしょうか。また、都市計画区域外であっても建築確認申請が必要となる場合、その対応範囲をご教示ください。	建築設計及び建築確認申請関連業務は含まれます。都市計画区域外でも、一定の建築物や工事は建築確認申請が必要です。建築確認申請が必要となる場合は業務の中に含まれます。
事業認定申請図書の作成及び協議は、徳島県等の事業認定手続きのスケジュール（収用委員会開催時期等）を考慮した工程を想定しているのでしょうか。	徳島県知事への事業認定手続きについて申請から事業認定の告示まで2～3カ月（事前相談期間は除く）を見込んでいます。今回の業務は収用手続きは必要ないと考えています。